

退去をされるお客様へ【重要】

弊社管理物件にお住まい頂き、誠にありがとうございました。
ご退去のお申出を頂きましたので、ご退去までのお手続きを本書にてご案内いたします。非常に重要なご案内になりますので、必ず最後までお読みください。既にお聞きになっているお客様には、重ねてのご案内になりますが、再度のご確認をお願い申し上げます。

■退去立会いについて■

退去に当たっては、弊社スタッフによる退去立会い（お部屋のチェック・賃料等の精算手続き）を実施させていただきます。立ち合いは予約制ですので、**必ず事前に弊社までご連絡いただき、予約をお願いいたします。**

所要時間は30分から1時間程度です。室内の荷物が全て無くなった状態で実施をさせていただきます。なお、**毎週水曜日、第四火曜日、年末年始、夏季、ゴールデンウィーク等、弊社休業日には立ち合いができません**ので、予めご了承くださいませ。立会時間は朝10時より夕方5時（冬季は夕方4時半まで）までとなります。

■賃料について■

入居時のご契約により、ご退去は1ヶ月前までにご通知いただくことになっております。**お申出の日より起算して一ヶ月間分の賃料は必ずかかります**のでご了承ください。

ご退去お申出日	平成	年	月	日
家賃終了予定日	平成	年	月	日

- ※1 家賃終了予定日より前に退去をされた場合も、この日までの賃料は発生します。
- ※2 家賃終了予定日よりも実際の退去日がのびた場合は、実際の退去日までの賃料が発生します。
- ※3 退去日が未定の場合は、退去予定日を家賃終了日として記入してあります。
退去日が決定した際には、※1、※2の条件に従い家賃終了日が確定いたします。
- ※4 家賃終了日は「退去立会い日」あるいは「家賃終了予定日」いずれか遅い方となります。

最終月の賃料はいつもどおり前月末日までに満額をお支払いください。退去の日に日割りでの精算をさせていただきます。

■電気、ガス、水道の停止について■

電気	お客様より停止のご連絡をお願いします。退去立会い日まで使えるようにしておいてください。
ガス	お客様より停止のご連絡をお願いします。
水道	●水道局からの請求を受けているお客様 お客様より停止のご連絡をお願いします。 ●管理会社からの請求を受けているお客様 停止のご連絡は必要ありません。管理会社により最終検針を行います。

※停止の連絡先はお手元の請求明細等をご確認ください。

■火災保険の解約について■

弊社指定の火災保険（エイワン少額短期保険あるいはエイワン共済 連絡先 06-4964-5519）にご加入中の場合、解約すると解約返戻金が出る場合がありますので、解約をお勧めしております。他社でのご契約の場合は弊社ではわかりかねますのでご了承くださいませ。

■退去日の延長について■

退去のお申出を頂くと、すぐに次の入居者の募集を開始します。お客様のご都合で退去日程の延長をお申し出頂いた場合でも、ご希望に添えず、予定日での退去をお願いする場合がございますので、ご注意くださいませ。

■引越会社のご紹介■

弊社でも引越会社のご紹介が可能です。一般の価格より4割程度お安くお引越しが可能ですので、是非ご利用ください。お申し込みは弊社までお電話にてお願いいたします。

■その他■

- 入居時にお渡しした鍵は、必ず全てご返却ください。立ち合い時に本数が足りない場合、ご返却がない場合、過去に鍵を紛失されている場合は、ロック交換費用が発生いたします。スペアキーを作られている場合は、防犯の観点より、全て弊社にてお引き取りさせていただきますので、併せてご了承ください。
- お客様宛の郵便物が、新住所に転送されるよう、お届けをしていただきますようお願いいたします。郵便局窓口あるいはホームページからお申し込みが可能です。
(ホームページアドレス <https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>)
- 退去に当たって発生するゴミは、必ず地域のルールに従って分別いただき、指定日にお出してください。大量のゴミは回収してもらえない場合もありますので、計画的な処分をお願いいたします。退去後には一切のゴミ、私物を物件内に残して頂くことはできませんので、退去日に出たゴミはお引越先にて処分をお願いします。
- 立会いの際は★すべて室内からお荷物、ゴミがない状態で、★入居時にお渡しした鍵全てをお持ちの上、室内でお待ちください。万が一時間の変更がある場合にはなるべく早めにご連絡をお願いいたします。
- 室内設備の不具合がある場合には、退去立会いの際に弊社スタッフまでお伝えください。
- 法人契約の場合、必ず法人担当者あるいは社宅代行会社からのご連絡を頂きますようお願いいたします。
- ご自身で設置された室内機器（エアコン、照明器具、インターネット設備等）は原則として取り外しをお願いしております。機器等の買取は一切行っておりませんのでご了承くださいませ。
- 退去立会いは契約者ご本人、あるいは管理会社に申請頂いている入居者様にてお願いいたします。万が一契約者様、入居者様どちらも立ち合いが難しい場合は、近いご親族の方など、保証金等の精算に責任をお持ちいただける方への委任をお願いいたします。
- 精算後、ご返金がある場合は、ご退去日より約1か月後のご返金となります。振込でのご返金となりますので、返金希望口座をスタッフにお知らせください。なお、ご結婚等で口座名義の変更がある場合には、ご返金に使用できる口座の指定をお願いいたします。

■ご退去に関するお問い合わせ先■

株式会社ファーストホーム 賃貸管理部
電話番号：052-698-2224
F A X：052-698-2430